

平成23年10月4日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

並河 愛子

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書（案）

公的年金制度の最大の問題は、膨大な数の無年金及び低年金者の存在であり、これらの解消が国民の老後の生活保障の上から喫緊の課題である。

無年金者を多くしている原因のひとつは長期におよぶ受給資格期間である。我が国の受給資格期間は諸外国と比較しても著しく長期であり、受給資格期間短縮の必要は、「社会保障・税一体改革成案」でも提起されているところである。受給資格期間を短縮にすることで、一定期間年金保険料を納めたにも関わらず受給支給期間を満たさなかった者に対する救済、また、若年者の加入促進等が期待できる。

現在の社会経済状況や少子高齢化社会の進展などから鑑み、財源を含めて年金制度の見直しが求められているが、現在の制度の中で実施できる改善策として、下記の事項を各政党の協議の上、早期の決定を求める。

記

- 1 年金受給資格期間を10年に短縮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛

亀岡市議会議長 石野 善司